

二宮町

健康づくり「大人も子どもも輝く心身きらり」条例  
今、ここまで来ました

平成28年7月3日

二宮町議会

教育福祉常任委員会

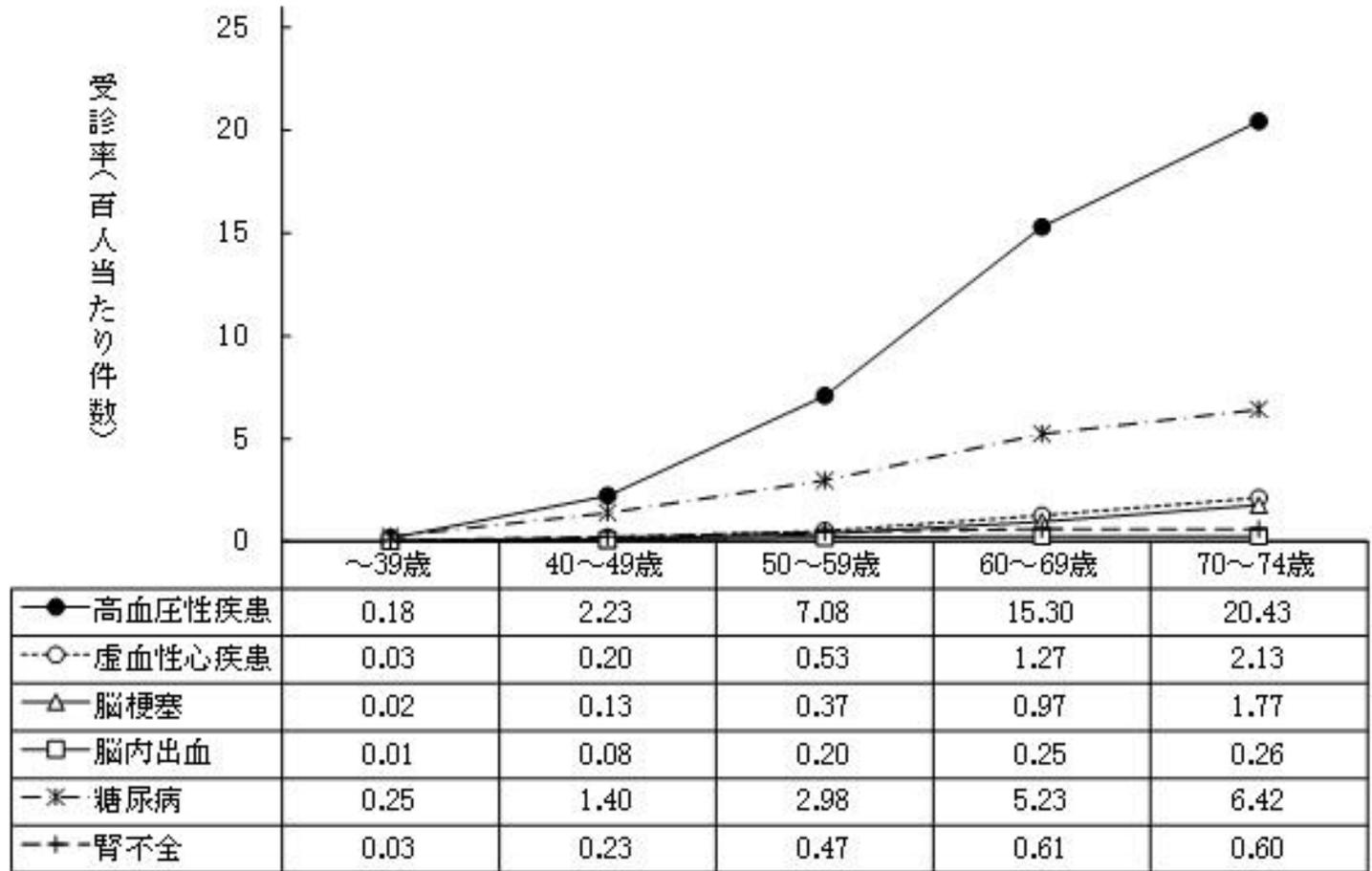


# 二宮町民の健康を取り巻く状況



# 生活習慣病は二宮町でも大問題

神奈川県国民健康保険における主な生活習慣病の受診率[年齢階層別]



出典: 神奈川県国民健康保険団体連合会  
国保総合システム(平成26年5月)

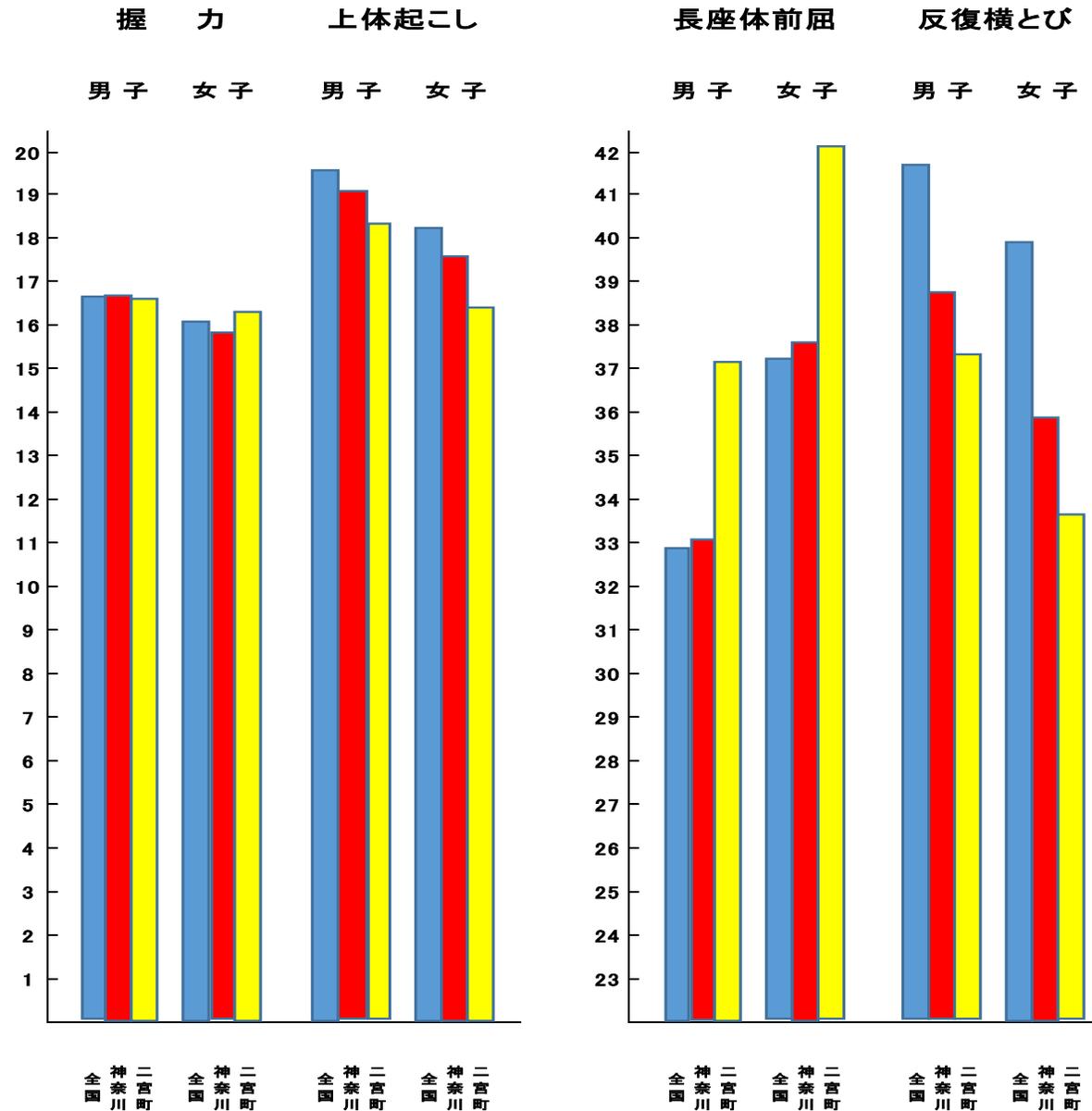


# 子どもの体力低下 傾向は ストップできるか

平成26年度  
小学校5年生新体力テスト  
結果(1)



©東京ハイジ／二宮町  
2016/9/7



二宮町議会

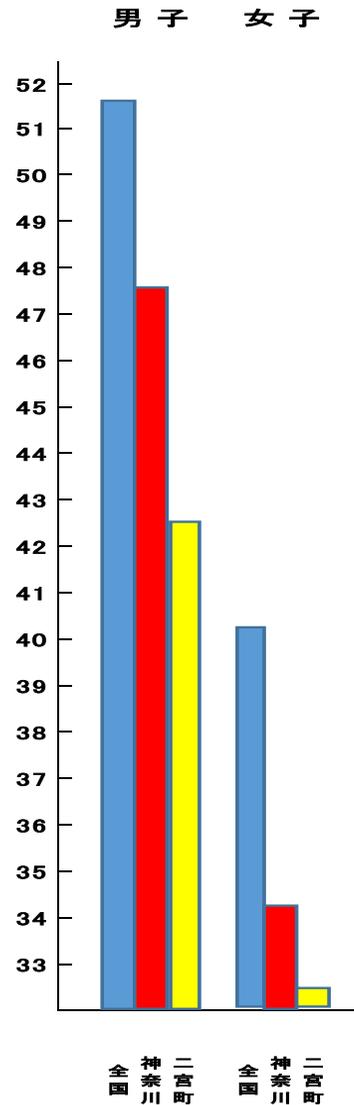
# 子どもの体力低下 傾向は ストップできるか

平成26年度  
小学校5年生新体力テスト  
結果(2)

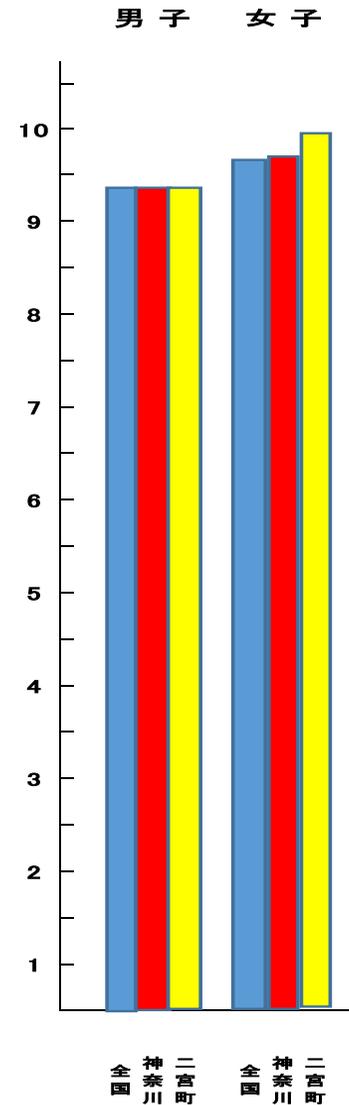


©東京ハイジ／二宮町  
2016/9/7

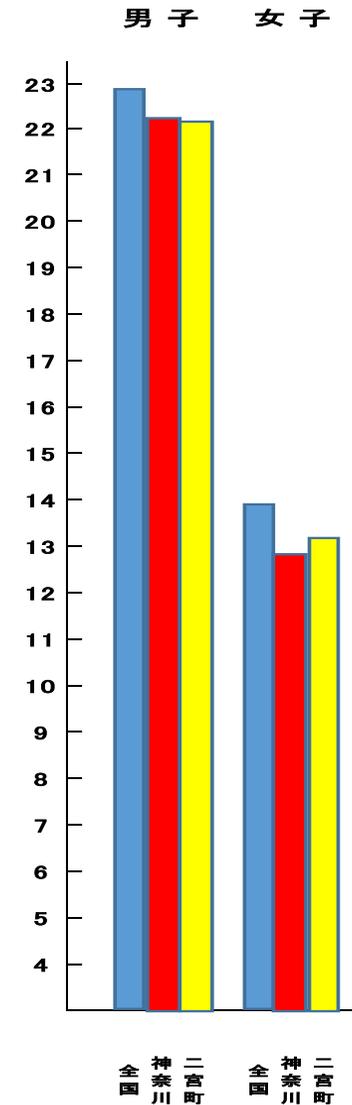
20mシャトルラン



50m走



ボール投げ



二宮町議会

# (仮)心身きらり条例制定を提案する3つの目的

1. 二宮町の健康寿命を延ばすことで、高齢者自身とその家族の生活の質を高める
2. 介護・疾病を減らすことで、社会的な負担(財政・人を含む)を減少する
3. 全ての世代がともに支えあう「一体感のあるまちづくり」に寄与する

町の住民すべてが心身ともにきらりと輝くことで、  
再び「長寿の里」と名実ともに呼ばれるような町づくりを目指す



# 心身きらりーこれまでの経緯

- 方向性の論議 H27年 1月
- 健康フォーラムで意見を聴取 H27年12月、28年1月
- 三島市役所を訪問・視察 H28年1月
- 各地の「健康づくり条例」の研究・比較検討 H28年3月～
- 条文構成 たたき台 作成 H28年6月

(現在に至る)



# 「大人も子どもも輝く心身きらり」条例 構成

## 前文

- 背景(ライフスタイルの変化)
- 食生活・交流の「場」づくりの重要性

## 目的

- 基本理念

## 総則

- 町の責務
- 町民・関係団体・事業者・医療関係者の役割

## 計画

- 計画の内容(目標・指標・方向 その他)

## 施策

- 財政、調査、報告
- 情報提供、他自治体との連携

## 組織・ 会議

- 健康づくり推進協議会



# 「大人も子どもも輝く心身きらり」条例 前文

二宮町は吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する環境に恵まれており、温暖な気候のため長寿の里として親しまれてきた。また町の面積は小さく、人と人とのつながりが感じられる。一方、時代とともにライフスタイル（核家族化・ICT機器の飛躍的普及）や生活習慣（食・運動・睡眠など）の変化、子どもにおいては遊びが変わりつつある中で、体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、成人においては平均寿命の延伸とともに、糖尿病など生活習慣病や癌、認知症、介護を必要とする人が増加している。あらゆる世代において、うつ、自傷、自死など心の健康を損なう傾向もみられる。

乳幼児から高齢者まで、日々の暮らしを生き生きと楽しく過ごすためには、正しい食生活、運動の習慣化、さらに交流の「場」づくりが求められる。二宮町では、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画（以下「健康づくり計画」という。）に基づき取り組みを進めてきた。生涯にわたって健康づくりを継続的、計画的、総合的に行い、誰もが地域社会を形成する一人ひとりとして、心も身体もきらりと輝いて生きていくために、本条例を制定するものである。

# 「大人も子どもも輝く心身きらり」条例 第一条(目的)

この条例は、町民の心身の健康づくりに関し、基本理念や基本となる事項等を定めることにより、町・町民・関係団体・事業者・医療関係者の責務を明らかにする。協働による施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから大人まで心と身体の健康の保持増進を目的とする。



# 「大人も子どもも輝く心身きらり」条例 骨子(1)

## 第1章 総則(続き)

- 第2条 (定義) 健康づくり、町民、関係団体、地域団体、事業者、医療関係者
- 第3条 (基本理念) 健康づくりの意義、生きがいと主体性、相互連携
- 第4条 (町の責務) 施策の策定と実施、町民・関係者の意見の反映、困難な方への支援
- 第5条 (町の責務) 身体健康づくりの推進のため講ずべき施策
- 第6条 (町の責務) 心の健康づくりの推進ため講ずべき施策
- 第7条 (町の責務) 健康に配慮したまちづくりの推進のため講ずべき施策
- 第8条 (町の責務) 子どもの健やかな成長のため講ずべき施策
- 第9条 (町民の役割) 自らの健康づくり、知識と理解、主体的な取組み、活動への参加
- 第10条 (関係団体の役割) 活動の充実及び関係団体相互の連携、町施策への協力
- 第11条 (事業者の役割) 法令順守、従業員の健康づくり、町施策への協力
- 第12条 (医療関係者の役割) 健康づくりへの寄与、医学的見地からの協力、町施策への協力
- 第13条 (協働) 施策実施での町・町民・関係団体・事業者及び医療関係者等との相互連携



# 「大人も子どもも輝く心身きらり」条例 骨子(2)

## 第2章 計画

第14条 (計画) 1. 計画を定めること、2 計画で定める内容(目標、指標、方向、その他) 3. 計画を策定時に意見を聴取するための措置、4 公表(定めた時、変更・評価した時)

## 第3章 施策

第15条 (財政) 必要な財政上の措置

第16条 (調査、報告) 調査及び研究

第17条 (評価) 計画等に基づく評価、町民、関係団体、事業者及び医療関係者等からの評価と見直し、公表

第18条 (情報提供) 関係者に対する情報の提供とその他の支援、関係者から情報の提供を求める

第19条 (他自治体との連携) 国、県、他の市町村等と連携

第20条 (推進期間) 健康づくり推進期間の設定

## 第4章 組織・会議

第21条 (組織) 健康づくり推進協議会の設置

## 第5章 補足

第22条 (委任) 町長への必要な事項の委任



# 心身きらりーこれからの予定

